

Zoom受講可！

New

出題が予想される民法・行政法1000論点を網羅!
絶対に落としてはいけない論点を徹底チェック!

民法・行政法 実践力強化道場

✓ 実施形態・実施校

通学:横浜本校+ (Zoom受講)

✓ 対象者

- 民法・行政法の対策に困っている方
- 改正点・重要論点を知りたい方
- 記述式で出題が予想される論点を学習したい方

✓ 担当講師

加藤寿隆

LEC専任講師



✓ 科目

民法・行政法

✓ 回数

全5回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ タイムスケジュール

講義70分



休憩10分



講義70分

✓ 受講期限

25/11/16 (日)

(欠席 Web フォローの視聴期限です。)

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

記述・択一で出題が予想される民法・行政法の重要な論点（約1000論点）を網羅！約24年分の過去問の論点を、①事案→②論点→③結論の三段論法で構成されたテキストを用いて説明。改正民法にも対応。また、付録の空欄問題集及び出題頻度が高いテーマのまとめを用いて、キーワード・ポイントが即チェックできます。この道場でインプットし、〈記述60問解きまくり講座〉を受講すると効果は絶大です！

○ 講座・レジュメのPOINT

2024 民法・行政法実践力強化道場		
加藤レジメ	損失補償と財産の供与（引渡し）は、何時何處で行なわれるか？	判例によると「第2回の論点③は、 損失補償と財産の供与（引渡し） として、常に補償しつけるべきであることはできない」として、常に補償が財産の供与と交換的に行なわれる限りでは、必ずしも補償の供与が行われることにはならない。
正当な補償とは（相当補償説）	正当な補償とは、どのようなものか？	最高裁判所によると「正当な補償」とは、当事者の意思において判断する「正当な額」である。すなわち、必ずしも常に市場価値と完全に一致することを要しない。したがって、たとえば被災地で被災した場合、
正当な補償とは（完全補償説）	正当な補償とは、どのようなものか？	土地の借用事件において、判例によると「正当な補償」とは、完全な補償、すなわち借用の相手をもって使用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであると示した（土地借用事件：最高裁判所 48.10.18）。

POINT ①

事案→論点→結論の三段論法で構成されたテキストを使用

○ 合格者の声

T・Oさん

私は加藤先生が担当する「民法・行政法 実践力強化道場」を受講しました。「民法・行政法 実践力強化道場」では、行政法および民法の出題頻度の高い論点に絞ってまとめられており、択一問題だけでなく記述対策にもなるのでおすすめです。



○ スケジュール

科目	回数	日程	時間	実施校
行政法	1	25/9/7 (日)	10:00~12:30	横浜本校
	2	25/9/7 (日)	13:30~16:00	
	3	25/9/7 (日)	16:30~19:00	
民法	4	25/9/28 (日)	10:00~12:30	
	5	25/9/28 (日)	13:30~16:00	

教材は講義当日に教室で配布します。発送はございません。

※ Zoom 受講について ID・PASS 並びにレジュメ（閲覧のみ）につきましては MY ページにてご連絡いたします。

○ 受講料（税込）

科目一括でお申込みすると2,500円オトク！

受講形態	科目	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学/ Zoom 欠席 Web フォロー 付	一括	27,500円	26,125円	26,950円	GA25650
	行政法	18,000円	17,100円	17,640円	
	民法	12,000円	11,400円	11,760円	

※講座実施の翌日 18:00 ~ 25/11/16 (日) まで受講可能な欠席フォロー付き

※欠席フォロー・ZOOM 受講の講師オリジナルレジュメは画面閲覧のみとなります。